社援成発 0325 第 2 号 障障発 0 3 2 5 第 1 号 老高発 0 3 2 5 第 3 号 老認発 0 3 2 5 第 1 号 令和 4 年 3 月 25 日

各都道府県・市区町村 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長 (公印省略)

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、政府においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。)第 12 条第 1 項に基づき、平成 29 年に成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)を閣議決定し、様々な取組を推進してきました。基本計画は平成 29 年度から平成 33 年度(令和 3 年度)までを期間としているため、新たな基本計画(以下「第二期計画」という。)の策定に向け、成年後見制度利用促進専門家会議での議論等を経て、令和 4 年 3 月 25 日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画~尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利権護支援の推進~」について、閣議決定しました(別添)。第二期計画において目指す「地域共生社会」とは、すべての住民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくものであり、そのためには、各都道府県・市町村における庁内連携が不可欠となります。

第二期計画のポイントや都道府県・市町村の役割等につき、以下のとおり通知しますので、御参照 の上、各地域における施策及び必要な連携の推進に御尽力いただきますようお願いします。

また、管下の関係機関・団体に対しては、貴職から御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

I. 第二期計画のポイント

- 1. 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - 成年後見制度(民法)の見直しに向けた検討。

- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討(民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討)。
- 2. 成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況 に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
- 3. 後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助 成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
- 4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化(都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等) により権利擁護支援の地域連携ネットワーク(以下「地域連携ネットワーク」という。)を全 市町村で早期に整備。
 - ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画(以下「市町村計画」という。)を早期に策定。
 - ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成(都道府県が育成方針策定)や支援。
- ※ 第二期計画の対象期間は令和4年度から令和8年度までの5年間(第二期計画の「工程表」を 参照)

Ⅱ. 市町村の役割

第二期計画 (p.25) では、市町村の役割について以下のとおり記載しているところです。

(ア) 市町村

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われる ことや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関 の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その 際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにする ことなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営 を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援(虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使 等)など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要 がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手 の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

第二期計画において詳述されているように、市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組の推進が必要です。

・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援 機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の 方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこ と。

- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。
- 中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、 以下の取組が必要です。

・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。 成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立 て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

なお、第二期計画 (p. 23, 24) では、地域連携ネットワークを構成する「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関 (中核機関)」について、それぞれ以下のとおり記載しているところです。

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や 後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ 協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携 体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、 法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。な お、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都 道府県単位など階層的に設置する。

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専 門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーデ ィネートを行う役割。
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割 (協議会の運営等)。

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人(例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等)を適切に選定するものとする。

なお、国は、1 (1) に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

Ⅲ. 都道府県の役割

第二期計画(p.26)では、都道府県の役割について以下のとおり記載しているところです。

(イ) 都道府県

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国と の連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。 具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくり に取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

第二期計画において詳述されているように、都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では 対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみと して、以下のような取組の推進が必要です。

- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

IV. 第二期計画の工程表に記載されたスケジュール

第二期計画の工程表において市町村及び都道府県に関するKPIとして設定された取組に係るスケジュールは以下のとおりです。

1. 任意後見制度の利用促進

令和6年度末までに「全1,741市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の 周知。

- 2. 担い手の確保・育成等
 - ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の 育成の方針の策定。
 - ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」において担い手(市民後見人・法人後見実施団体) の養成研修の実施。
- 3. 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
 - ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
 - ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。
- 4. 権利擁護支援の行政計画等の策定推進

令和6年度末までに「全 1,741 市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直 、。

5. 都道府県の機能強化

令和6年度末までに「全47都道府県」による協議会の設置。

6. 意思決定支援の浸透

令和6年度末までに「全47都道府県」による意思決定支援研修の実施。

7. 地域連携ネットワークづくり

- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による制度や相談窓口の周知。
- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による中核機関の整備。
- 別添 第二期成年後見制度利用促進基本計画~尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への 参加を図る権利擁護支援の推進~(令和4年3月25日閣議決定)
- 参考 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会·援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIの考え方について(周知)

日頃より、成年後見制度利用促進の体制整備の推進について、ご尽力いただきありがとう ございます。

令和4年3月25日に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、施策に応じてKPI(Key Performance Indicator:重要業績評価指標)を定め、各施策の推進に取り組むこととしています。また、このKPIには、都道府県及び市町村の取組状況をもって目標を設定しているものがあります。

つきましては、KPI達成の確認を行う際の考え方を別添のとおりお示ししますので、都道府県におかれましては、この考え方も踏まえて、管内市町村の体制整備の支援を含め権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、併せて、管内市町村に本事務連絡の内容を周知いただきますよう、お願いします。

(担当)

厚生労働省社会·援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室 安藤

電話 : 03-5253-1111 (内線 2228) E-mail: seinenkouken@mhlw.go.jp

1 任意後見制度の利用促進に係るKPIについて

- 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。
- Q1 国は、任意後見制度の周知に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、任意後見制度の内容を含むリーフレット・ポスターなどを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、任意後見制度の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

Q2 Q1に関して、リーフレット・ポスターなどは市町村で自主作成しなければならないか。

市町村でリーフレット・ポスターなどを自主作成したかどうかは問わない。 なお、法務省・法務局では、令和3年度に任意後見制度に関するリーフレット・ポスターを作成し、各市町村に順次送付しているところであり、積極的に活用していただきたい。

2 担い手の確保・育成等に係るKPIについて

- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定。
- ・ 令和6年度末までに「全 47 都道府県」において担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施。
- ※ 担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す(第二期成年後見制度利用促進基本計画50ページ)。
- Q3 国は、担い手の育成の方針策定に係るKPI達成の判断をどのように行うか。 また、育成方針に必要な内容、分量、策定方法に条件があるか。

KPI達成の判断は、都道府県が、担い手の育成方針を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。これに関しては、管内の全ての地域で、予め設定した圏域ごとに、担い手の育成が取り組まれるための方針を端的に示していただければ良いと考える。

例えば、

- A圏域は、市町村が既に育成に取り組んでいるため継続してもらう。
- B圏域は、圏域そのものが大規模市であり、これから当該市に取り組んでも らうための働きかけを行う。
- ・ C圏域は、小規模町村ばかりであるため、都道府県自らで養成研修を実施することを検討する。

などの示し方により、市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手育成に取り組んでいくかを示すことが考えられる。

また、分量については、当該地域の担い手の状況など地域の実情に応じて決めていただいて差し支えない。なお、育成方針は、わかりやすく端的に示すことが重要であるため、A4用紙1~2枚程度にまとめることも可能だと考えられる。

なお、育成方針策定は、市町村計画と同様に決まった手順やプロセスはないと考えている。策定の方法の一例としては、都道府県単位の協議会を活用して、専門職団体や家庭裁判所、当事者団体などと意見交換しながら策定することが考えられる。

Q4 国は、担い手の養成研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。 また、都道府県としては、市民後見人養成研修を実施していないが、市町村が実 施する市民後見人養成研修に対して補助を実施している。これをもって、担い手 の養成研修の実施となるか。

KPI達成の判断は、当該都道府県内のすべての地域で、都道府県又は市町村による市民後見人・法人後見実施団体の養成研修が実施されているかどうかを取組状況調

査で確認した上で行う。その際、都道府県として市町村が実施する事業に対して補助を行うことにより、市町村の取組を促すことは研修の実施に向けた手法の1つとして考えられる。

3 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な 実施のための必要な見直し等の検討。
- Q5 国は、市町村長申立てに関する研修の実施に係るKPI達成の判断をどのよう に行うか。

また、研修の実施内容や時間数・日数に条件があるか。

KPI達成の判断は、都道府県が、市町村や中核機関職員向けに市町村長申立てに関する研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している体制整備研修では、 老人福祉法等の規定である「その福祉を図るため特に必要であると認めるとき」の解釈 や、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基 本的考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け障障発1126第1号、 障精発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福 祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)等 について、正しく理解できるような内容・時間数にしていることを参考にしていただき たい。

なお、具体的な実施方法としては、都道府県で会場を確保して、厚生労働省が実施する研修を管内市町村や中核機関の職員が受けられるように支援することも考えられる。

Q6 国は、成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討 に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、①広く低所得者を含めること、②本人や親族申立ての場合の申立費用と報酬、③任意後見監督人を含む後見監督人等の報酬について、助成の対象にすることの検討を行ったかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

4 権利擁護支援の行政計画等の策定推進

- ・ 令和6年度末までに「全1,741市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必 要な見直し。
- Q7 国は、市町村計画策定・必要な見直し等の検討に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、市町村計画を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。市町村計画策定に関しては、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」や成年後見制度利用促進ニュースレターを参考にされたい。

なお、既に計画を策定した市町村においては、次回の更新時に、第二期計画を踏まえた内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

- 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、 地域社会に参加できるようにすること
- 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

(参考)

- ・ 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きのURL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html
- ・ 成年後見制度利用促進ニュースレターのURL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

5 都道府県の機能強化

- ・ 令和6年度末までに「全47都道府県」による協議会の設置。
- Q8 国は、都道府県単位の協議会設置に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

また、現状も、家庭裁判所が実施している家事関係機関連絡協議会に参加して おり、メンバーも一致していることから、それをもって協議会の設置としてよい か。

KPI達成の判断は、都道府県が主体となって協議会を設置しているかどうかを取組 状況調査で確認した上で行う。

また、都道府県単位の協議会設置の必要性や想定される取組は第二期計画に示されて おり、専門職団体や家庭裁判所が主催する会議や連絡会等に参加することのみでは協議 会を設置していることにはならないと考えている。

ただし、これらの会議等と必ず別に開催する必要はなく、同日に時間を分けて開催するなどの工夫が考えられる。

なお、協議会の設置根拠は市町村の協議会と同様に問わない。

6 意思決定支援の浸透

- 令和6年度末までに「全47都道府県」による意思決定支援研修の実施。
- Q9 国は、意思決定支援研修の実施に係るKPI達成の判断をどのように行うか。 また、研修の実施内容や時間数・日数に条件はあるか(国のプログラムや養成 講師を必ず使わなければいけないのか。)。

KPI達成の判断は、都道府県が、後見人等向けに意思決定支援研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している意思決定支援研修では、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の考え方を正しく理解できるような内容・時間数にしていることを参考にしていただきたい。

なお、「成年後見はやわかり」ポータルサイトに掲載している動画や資料は、自由に 利用することができるので、活用されたい。

(参考)

「成年後見はやわかり」ポータルサイトのURL https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/

7 地域連携ネットワークづくり

- ・ 令和6年度末までに「全 1,741 市町村」による制度や相談窓口の周知。
- 令和6年度末までに「全1,741市町村」による中核機関の整備。

Q10 国は、制度や相談窓口の周知に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、市町村が、成年後見制度や権利擁護支援に関する相談窓口を定めた上で、リーフレット・ポスターを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、成年後見制度や、これらに関する相談窓口の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

Q11 国は、中核機関の整備に係るKPI達成の判断をどのように行うか。

KPI達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、中核機関を整備しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。中核機関の整備に関しては、成年後見制度利用促進ニュースレターを参考にされたい。

(参考)

・ 成年後見制度利用促進ニュースレターのURL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html